

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
137	B 地方 に対する 規制 緩和	消防・防 災・安全	災害対応時における 包括的な適用除外措 置	災害対応に係る平常時の規制 の適用除外にあたっては、災害 対策基本法第86条の2から86条 の5に規定された限定的な適用 除外ではなく、包括的な適用除 外措置を規定すべき	【制度改正の必要性】 平成25年の災害対策基本法改正においては、臨時に避難所として使用する施設の構造等に係る 平常時の規制の適用除外が新たに規定された(第86条の2～86条の5の新設)が、個別法レベル の限定列举に留まっている。 災害は、いつも新しい顔、違う顔でやって来る。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時 には想像のつかない事態に遭遇するもの。しかし、平常時の規制は、法律だけでなく政省令で無数に 定められている。 緊急時対応の場面において、政省令を含めた一連の規制をクリアするためには、“包括的な”適用 除外措置が可能となるような仕組みが必要である。 【制度改正の内容】 現場の最前線に立つ地方公共団体による迅速かつ適切な災害対応を可能とするため、法律及び 政省令を一時停止・緩和するような包括的な規定、緊急時対応の規定を設けるべき。 【国の施策との関連】 「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13)39ページにおいては、今後重点的にとりむべき事 項の一つとして、各種規制に係る災害時の緩和について言及している。	災害対策基本法第86 条の2から第86条の5 まで	内閣府	新潟県
138	B 地方 に対する 規制 緩和	消防・防 災・安全	災害救助法に係る救 助の程度、方法及び 期間の地方委任	災害救助法について、救助の程 度、方法及び期間については、 地方の主体的な判断で決定でき るようにすべき	【制度改正の必要性】 災害救助法第4条第3項では、救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は政令で定めるとさ れている。同法施行令第3条第1項では、内閣総理大臣が定める基準に従い都道府県知事が定め るとされ、同条第2項では、内閣総理大臣の定める基準での救助の実施が困難な場合は、内閣総 理大臣と協議し、同意を得た上で定めることができるとされているが、地域の実情に応じた救助を、 地方公共団体が主体的に、かつ、より迅速に実施する必要がある。 【支障事例】 同法に基づく応急救助の内容等については、内閣総理大臣による一般基準が定められている。災 害の態様に応じ、この一般基準では適切な救助を実施することが困難な場合は、国と相談の上、 特別基準の設定が可能とされており、国の見解としては、現行制度においても被災地の実情に応 じて弾力的な運用が可能とされているところ。 しかしながら、特別基準の協議等による国の関与が、地方公共団体による迅速かつ適切な災害救 助の支障となっている。 【懸念の解消策】 国による関与は、例えば、精算監査等の事後チェックで救助の実施を確認することにより、事後的 に責任を果たせるのではないか。 【制度改正の内容】 地方が地域の実情に応じて主体的に救助できる仕組みを検討すべき。 【国の施策との関連】 「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13)16ページにおいては、各種救助に関する実施基準 について、地方公共団体が個々の災害に適切に対応できるよう、より使い勝手の良い制度に改め るべきである旨言及されている。 【支障事例】 東日本大震災における石油不足 → このような非常時に際しては、緊急輸入のために製品規格 (成分基準)を緩めることも考えていただけないか(「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規 格緩和)	災害救助法第4条第3 項 災害救助法施行令第 3条	内閣府	新潟県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
245	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	総合特区推進調整費 の用途等に関する基 準の要件緩和	総合特区推進調整費につ いて、総合特区の目標実現に向け て、地方の実情に応じた柔軟かつ 継続性をもった取組みを推進 するため、直接、指定地域へ交 付する制度を創設し、調整費を 複数年に渡って使えるよう規制 緩和すること。	【提案の経緯・事情変更等】 今年度から特区については、国家戦略特別区域等に係る提案募集の際、全国での規制改革を 求める提案についても求めることができ、構造改革特区と見なして取り扱うことができるようになる など制度改正が行われた。また、国で進めている地方創生は、地域の主体的な取組みが必要であ り、提案募集や特区による規制緩和等に加え、地方が迅速かつ効果的な事業が可能な自由度の 高い交付金が求められている。 【支障事例等】 当該調整費の用途については、各省の既存の予算制度を活用した上でなお不足する場合に補 完するものとなっており、既存の予算制度に基づかない新規の取組に対応できていない。 とくに、先進的な取組みの場合は国の支援制度の活用が不可欠であるが、支援制度の採択の見 通しが立ちにくいことから、計画的な事業を行うことができず、最終的に事業化そのものを断念せざる を得ない場合が想定される。 【効果・必要性】 指定地域へ直接交付する制度になれば、関係府省による予算措置の対応方針の検討を待つこ となく、迅速な事業執行ができる。また、地域が包括的・戦略的なチャレンジを行うにあたり、地域 の実情に応じた支援を受けることが可能となる。	総合特別区域基本方 針、総合特区推進調 整費の用途等に関す る基準について	内閣府	兵庫県、滋 賀県、京都 府、大阪 府、鳥取 県、徳島 県、京都 市、大阪 市、関西広 域連合
249	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	幼保連携型認定こども 園の学級編制、職員、 設備及び運営に関 する基準の見直し	認定こども園における保育室の 面積、食事の提供方法、園舎及 び園庭の位置等に関する事項等 について、「従うべき基準」とされ ているものを、必要となる財源を 措置した上で、「参酌すべき基 準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、各市町ごとに就学前の教育・保育 の量の見込と提供体制の確保時期等を定めることとされている。また、地方創生の中では、若い世 代が安心して結婚・妊娠・子育てできるよう切れ目のない支援が求められている。 【支障事例等】 認定こども園における保育室の面積や食事の提供方法などについては、従うべき基準とされてお り、地域の実情に応じた基準等を定めることができない。そのため、都市部では、園舎と同一敷地 内に園庭を設けることが困難となっているほか、乳幼児が減少する郡部や離島では、自園調理か ら外部搬入への切り替えができない。 ある私立保育所では、幼保連携型認定こども園への移行に併せて園舎を建て替える際、公立保 育所と同様に全ての子どもへの給食提供の外部搬入が認められるのであれば、必要最小限の調 理施設の整備にとどめたいとの意向を持っていた。しかしながら、私立保育所は、上記の特例が認 められないため、3歳以上の子どものみ公立の給食センターからの外部搬入を実施することとし、 満3歳未満の子どもについては、これまでどおり給食設備を整備し、調理員を配置せざるを得な かった。 【効果・必要性】 私立幼保連携型認定こども園の満3歳未満の子どもについても外部搬入が認められれば、公立 の給食センターの運営の安定化につながる上、私立幼保連携型認定こども園の運営の効率化に もつながることとなる。	就学前の子どもに関す る教育、保育等の総合 的な提供の推進に関 する法律第13条第2項	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	兵庫県、滋 賀県、京都 府、大阪 府、和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、堺市、 関西広域連 合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
264	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	病児保育事業の補助 要件の緩和	病児保育事業(病児対応型、病 後児対応型)の補助要件である 保育士の配置要件について、利 用児童の定員数が2名以下の場 合は看護師等1名の配置で対象 となるよう補助要件を緩和するこ と。	【提案の経緯・事情変更】 地方創生の取組みの中で、女性の活躍が期待されているが、人口減少地域においては、保育士 や看護師の人材が少ない状況である。 【支障事例等】 現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おおむね1人につき看護師1名以上及び利用児 童3人につき保育士1名以上の配置が求められている。しかし、地方部など人口減少地域におい ては、診療所等では保育士の配置が困難な状況にあり、病児保育が進んでおらず、女性の社会進出 の妨げとなっている。 兵庫県では、こうした状況を鑑み、本年度県単独で補助事業を設けている。 【効果・必要性】 人口の少ない地域や区域が広いため複数の病児保育施設が必要な地域で病児保育施設の設 置が促進される。	子ども・子育て支援交 付金交付要綱 病児保育事業実施要 綱	内閣府、厚生労働省	兵庫県、京 都府、大阪 府、和歌山 県、徳島県

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
31	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が、密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことから、その見直しを求める。	<p>(提案にあたっての基本的な考え方)</p> <p>本提案については、昨年提案を行ったところ、所管府省である総務省の第2次回答は「提案の実現に向けて対応を検討」とされ、有識者会議における当面の方針の取扱区分では、「実現に向けて実施の具体的手法や時期等を引き続き検討」とされた。その後、総務省の第2次回答での確認事項に対して意見を提出し、総務省において各府省と調整されたが、最終的に対応方針では「実現できなかったもの」とされた。広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲が、広域連合の事務に密接に関連する事務に限定されていることで、地方自治法に基づく要請権が実質的に行使できないものとなっており、広域連合制度の充実を図る上での障害となっていることを明らかにすることにより、改めてその見直しを求めたい。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>現行規定では、広域連合が必要と考える事務の移譲を国に要請するためには、それに先立って、構成団体から密接に関連する事務の広域連合への持ち寄り(移管)を先行しなければならないことになるが、広域連合においては、国から移譲される事務と構成団体から移管された関連する事務とを一体的に処理することしないと、二重行政の解消や事務集約化による効果が十分に得られないばかりか、国からの事務移譲がともなわないまま、事務の持ち寄りを行った場合には効果的な事務遂行ができない。</p> <p>広域連合としては、国に事務の移譲を求める上では、構成団体の関連する事務を持ち寄って一体的に処理を行うことを考えており、要請権の行使に先立って、構成団体から関連する事務だけを持ち寄ることを求められることで、実質的にその行使ができないことになってしまっている。</p>	地方自治法第291条の2第4項	総務省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県
299	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)の制定	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	<p>【具体的な支障事例】</p> <p>国では、平成12年3月に、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、「官民人事交流法」という。)が施行され、国と民間企業の双方向の人事交流システムが整備されている。この人事交流は、民間企業が一定の期間を定めて国家公務員を自らの従業員として雇用する「交流派遣」と、国が期間を定めて民間企業の従業員を常勤の国家公務員として採用する「交流採用」から成っており、交流する者は、期間中、それぞれ交流先に採用され、期間終了後は派遣元の業務に復帰する仕組みとなっている。こうした透明性、公開性が確保された公正な手続きのもと、公務の公正な運営を確保しつつ、国の機関と民間企業との人事交流を通じて、相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材育成を図ることが可能な制度となっている。</p> <p>一方、地方公共団体については、官民人事交流法のような制度がなく、地方公務員法の範囲内での任用とせざるを得ず、それゆえ、企業との雇用関係を維持したまま自治体に任用することが不可能となっており、民間企業の従業員を、身分の安定や守秘義務を担保した上で権限を行使する業務に従事させることができない。また、地方公務員の身分を有したまま民間企業に雇用されることもない。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】</p> <p>こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、地方公共団体においても、地方公務員法によらずに任用できるような抜本的な見直しを行い、官民人事交流法と同様の制度を創設することが必要である。</p>	—	総務省	神奈川県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
333	B 地方 に対する規 制緩和	その他	地方債対象事業の拡 充	民間事業者(株式会社)による保 育所整備等、公共施設の建設事 業に係る補助に要する経費への 起債充当を可能とすること	【制度改正の必要性】 保育所待機児童解消のため、株式会社の参入を進める等の取組を行っているところだが、他団体への補助に関する 地方債の対象は「公共的団体が設置する公共施設の建設事業に係る助成に要する経費」に限定されており、株式会 社に対する補助には地方債を充当できないため、財源の確保が困難となっている。 【支障事例】 民間事業者の保育所整備に係る補助金を支出する場合に、地方債を発行できないことにより、単年度における必要 な財源が大きくなるため、待機児童解消に対応するために必要な保育所の定員拡大などの対策が、十分にできない。 そのため、他の必要なサービスから財源を捻出するなどの支障が生じている。 【懸念の解消策】 株式会社について、 ①倒産 ②提供する保育の質の低下 ③公的セクターの意思による実質的な運営が及ばないこと 等の懸念があるとの指摘があるが、 ①株式会社でも社会福祉法人でも法人形態による倒産のリスクに、大きな違いはない ②保育所の整備においては、法令による基準を遵守しなければならないことは、民間であっても変わらないため、質 の切下げは不可能 (上記①②の懸念に対する反論は、平成26年6月25日公正取引委員会報告書においても言及されている。) ③公的セクターの意思による実質的な運営という点では、一般の民間事業者は、「地方公共団体が…2分の1以上出 資している法人」との比較においては、差異はあるが、社会福祉法人は、「公共的団体」として、起債対象とされている ところである。この点、社会福祉法人についても、公的セクターの意思による実質的な運営が及ぶ度合としては民間 事業者と大差なく、また、民間事業者による保育所の設置認可等については、社会福祉法人に対する認可と比肩でき るほどの審査基準が設けられており(児童福祉法第35条第5項、平成26年12月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭 局長通知(雇児発1212第5号)「保育所の設置認可等について」の一部改正について 参照)、その審査基準に適合 している民間事業者は、「公共的団体」と同視しうる。 以上の点より、株式会社の参入に対し、法律上の審査基準が厳格に運用されることで、上記懸念は解消できるものと 考えられる。 また、本提案は、必ずしも地方財政法の改正を求めるものではなく、個別の法律を改正し、特例を認めることを含めて 提案するものであることを考慮されたい	地方財政法	総務省(特例の場合、 その法律の所管省庁)	横浜市

法務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
4A	権限 移譲	その他	法務業務に係る各種 証明書交付事務の権 限移譲	不動産登記の登記事項証明書、 地図の証明書や商業・法人登記 の登記事項証明書、印鑑証明書 などの交付事務について、市が 直接行うことができるように権限 移譲を要望する。	岡山地方法務局新見支局の廃止統合に伴い、各種証明書の交付申請について、本市利用者の利 便性が大きく損なわれ、本市利用者の時間的・経済的負担が増加している。 また、法務局庁舎外の市役所庁舎などで、登記に関する証明書を取得することができる法務局窓 口としての「法務局証明サービスセンター」を設置し、「民間委託」により、各種証明書交付事務を 行っている自治体もあるが、本市で同様の事務を“直接”行うことは、法により制限されている。 本市が直接、各種証明書の交付を行うことにより、法務局支局の廃止統合前の新見地域での交付 が可能となり、利用者の時間的・経済的負担が大幅に改善される。 現在、法務省との協議で、「受託事業者(民間事業者)が地方公共団体と協力して運営する手法と して、受託事業者が創意工夫により、委託契約で求められている場所以外の場所で当該交付事務 を行うという方法」を提案された。 しかし、この方法では機器の設置及びその運用に係る経費を本市が負担する必要があり、証明書 等交付事務は法務省所管の事務であることから国の負担とすべきであるため承諾することが出来 ないと回答している。 現状の法務局証明サービスセンターを本市に設置することに限らずそれ以外の交付方法(専用端 末を設置せずに交付する等)の検討も合わせて要望する。	不動産登記法第119 条及び第120条、商 業登記法第10条及び 第12条	法務省	新見市

財務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
327	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	地方債の財政融資資 金借入関係手続の更 なる簡素化・効率化	不用額報告書・延長承認申請書 の廃止し、借入申込書等の様式 へ統合すること	<p>【制度改正の必要性】 複数に分かれている提出書類を一つの様式にまとめることによって、手続きの簡素化・効率化が図 ることができ、地方団体において、さらに自主的かつ効率的な運用が可能となるので、制度改正が 必要である。</p> <p>【支障事例】 【不用額報告書・延長承認申請書】 借入を行う事業につき、不用額がある場合は追加で不用額報告書の提出、貸付期日を延長する場 合には追加で貸付期日延長承認申請書の提出が必要である。 借入申込時に追加で別の書類を提出する必要があるが、事業の状況によって提出書類の数や種 類が違い、非効率的である。 借入申込書や事業実施状況等調書に不用額報告、貸付期限延長の欄を設けるなどで様式を統 合し、書類の軽減をすることを求める。</p> <p>【懸念の解消策】 提出書類や手続きの簡素化をすることによって、法令に合致しない融資対象が申請されることは当 然望ましくないので、各団体の責任において、申請前に内部でチェック機能が働くように、様式等を 工夫する。</p>	財政融資資金の管理 及び運用の手續に関 する規則第19、28、29 条等	財務省	横浜市

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
3	A 権限 移譲	教育・文 化	県費負担教職員の人事権の市への移譲	県費負担教職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲できるようにするとともに、移譲に伴う経費について確実な財政措置を講じることを要望する。	【支障事例】 小中学校は、市町村が設置し、教職員も市町村に身分を有しているが、市町村立学校職員給与負担法により給与負担が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項の規定により人事権が都道府県・指定都市にあるため、市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない。 市町村の教職員人事権について、都道府県から義務教育の実施主体である市町村に移譲することが望ましいといった中央教育審議会の答申が出されているが、一向に進展がない。  【地域の実態を踏まえた必要性】 本市は現在人口減少対策を最重点の課題として取り組んでおり、特色ある教育活動を推進するために様々な教育施策を行っているところである。例えば文部科学省の英語特区の指定を受けて小中一貫英語教育の推進を行っているが、英語指導の専門的知識を有する人材を採用しようとする場合、市のニーズにあった教員の採用は困難である。また、新採用教職員は市外の県南部の出身者が多く、数年すると南部に帰任するケースが多いため、地元出身の教員を採用することができれば、地域に根ざした教育が実現でき、安定した学校運営が可能になるなどの利点もある。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項、43条3項、58条1項	文部科学省	新見市
83	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	30人学級の法制化	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を見直し、法制化により1学級の児童・生徒数を削減して30人学級を実施するための教職員定数の増加を図り、併せて現状の教職員加配定数を維持できるよう予算措置を講じる。	現行の40人学級の中で、平成13年度から公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が実施され、少人数学級編制では小学校1学年について平成23年度に標準法を改正して35人学級が行われているが、他の学年への拡大については法制化が見送られ、少人数学級編制実施のための教職員定数については、各都道府県ごとに決められた加配教職員定数の中で割り振ることとしている。現状では、小学校2学年においても35人学級が定着しており、決められた加配教職員定数の中で小学校2学年の少人数学級を実施するにあたり、法制化ではなく加配教職員定数から教職員定数を割り振ることは、他の学年での弾力的な学級編制の妨げに結びつくものである。	・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第3条	文部科学省	茅ヶ崎市



管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
84	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	学校栄養職員の配置 基準の引き下げ	公立義務教育諸学校の学級編 成及び教職員定数の標準に関 する法律を見直し、現行の児童・ 生徒数が「550人以上単独実施 校に1人」「550人未満単独校4 校に1人」という配置基準を引き 下げ、単独調理場配置校には県 費負担教職員としての学校栄養 職員を配置すること。	平成13年度から公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が実施され、教職員定数の算定にあ たっては ①学校給食単独調理校 550人以上の学校数×1人、550人未満の学校数×1/4人 ②共同調理場 1500人以下×1人、1501人～6000人×2人、6001人以上×3人となっている。 学校栄養職員は、献立の作成や食材の発注、食育の充実、児童・生徒のアレルギー体質の情報 を把握し個別に対応する、など職務の重要度が増しており、各学校の状況に応じたきめ細かな対 応ができる配置が求められている。また、共同調理場への学校栄養職員の配置についても、対象 となる児童又は生徒数が1500人以下の場合1人という現行の配置基準では、きめ細かな対応が 難しい状況にある。 このため、小学校または中学校並びに共同調理場への県費負担教職員としての学校栄養職員の 配置基準を引き下げが望まれる。 具体的には、①は、学校給食を実施する小学校若しくは中学校で、学校給食調理場施設を単 独で置く場合は、1校1人の配置基準に改めること。また、②は、配置基準を1500人以下についても 2人とすること。	・公立義務教育諸学校 の学級編成及び教職 員定数の標準に関す る法律 第8条の2	文部科学省	茅ヶ崎市
182	B 地方 に対す る規制 緩和	教育・文 化	小学校2年生35人学 級の「加配措置」の対 象拡大及び「法制化」	平成24年度に、国において小 学校2年生の35人学級が加配措 置により実施されたが、現在加 配の対象外となっている国に先 行して少人数学級を実施してい た自治体についても、加配の対 象に加えること。併せて、恒久的 な財源確保のため、法制化を求 める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 左記のとおり、平成24年度に、国において実施された小学校2年生35人学級の加配措置について は、国に先行して少人数学級を実施していた自治体が対象外となっており、先進的な取組を実施し ていた自治体が損をする、著しく不公平な状態となっている。 本市においては、少人数学級を独自で実施するため、年間約2億円が持ち出しの状態になってい る。 【見直しによる効果】 適正な措置が講じられることで、本市では、持ち出ししている予算を活用し、地域の実情を踏まえ た、より一層の教育の充実等を図ることが可能となる。	公立義務教育諸学校 の学級編成及び教職 員定数の標準に関す る法律第3条	文部科学省	京都市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
249	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、各市町ごとに就学前の教育・保育の量の見込と提供体制の確保時期等を定めることとされている。また、地方創生の中では、若い世代が安心して結婚・妊娠・子育てできるよう切れ目のない支援が求められている。 【支障事例等】 認定こども園における保育室の面積や食事の提供方法などについては、従うべき基準とされており、地域の実情に応じた基準等を定めることができない。そのため、都市部では、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難となっているほか、乳幼児が減少する郡部や離島では、自園調理から外部搬入への切り替えができない。 ある私立保育所では、幼保連携型認定こども園への移行に併せて園舎を建て替える際、公立保育所と同様に全ての子どもへの給食提供の外部搬入が認められるのであれば、必要最小限の調理施設の整備にとどめたいとの意向を持っていた。しかしながら、私立保育所は、上記の特例が認められないため、3歳以上の子どものみ公立の給食センターからの外部搬入を実施することとし、満3歳未満の子どもについては、これまでどおり給食設備を整備し、調理員を配置せざるを得なかった。 【効果・必要性】 私立幼保連携型認定こども園の満3歳未満の子どもについても外部搬入が認められれば、公立の給食センターの運営の安定化につながる上、私立幼保連携型認定こども園の運営の効率化にもつながることとなる。	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
	区分	分野						
200	A 権限 移譲	医療・福祉	医療計画の策定権限等の都道府県から指定都市への移譲	医療計画の策定業務及び病院開設者等に関する病床数に係る報告事務等を都道府県から希望する指定都市に移譲する。	<p>【支障事例】</p> <p>県が医療圏を設定することで、急激に人口増加を続ける武蔵小杉駅周辺地区の地域の実情に応じた医療圏の設定が困難であり、より地域の実情にあった医療圏の設定ができない。医療計画の策定は医療や保健の面だけでなく、本市では、武蔵小杉駅周辺地区における人口の急増(10年前との比較で約4割増)や再開発といった事柄に加え、災害時救急医療体制の整備や福祉行政との連携といった、地域の課題が益々増大していることから、今まで以上に連携を緊密にして対応することが求められている。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>医療計画の策定は、住民の健康の保持、生命の保護に直接かかわるものであり、住民に最も身近な基礎自治体の長期計画へ位置付けた上で、課題解決に取り組む必要があると考えている。二次医療圏に関する内容について、指定都市が自ら医療計画に反映させた場合には、庁内や関係団体との調整及び市の附属機関での審議などに2箇月程度を要すると見込んでいるが、県と調整する場合には上記期間に加え、県への説明や県の事務手続(庁内調整、審議会等)が必要となることから、指定都市が自ら医療計画に反映させた方が、大幅に時間を短縮することができる。なお、医療計画の実現に向けては補助金を活用した誘導策が有効であると考えている。医療計画の策定と国からの補助金が直接市に入ることは一体的なものであると考えている。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>昨年の厚生労働省からの最終回答①に対しては、三次医療圏、他の二次医療圏についても県と良く調整した上で、指定都市が医療計画を策定すれば支障は無いと考える。</p> <p>最終回答②に対しては、二次医療圏が本市の区域を跨ることは現実的には考えにくい。</p>	医療法第30条の4、第30条の5、第30条の6、第30条の9、第30条の11	厚生労働省	川崎市
330	A 権限 移譲	医療・福祉	医療計画の策定等にかかる事務・権限の移譲	<p>①医療計画の策定及び医療審議会の設置にかかる事務の権限を都道府県から指定都市に移譲する。</p> <p>②医療法第7条第5項の許可について、指定都市の市長は都道府県知事の求めがなくとも自らの判断で必要な対応ができるようにする。</p>	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>医療計画については都道府県が定めることになっているが、医療機関が一定程度整備されており、かつ、人口規模の大きな指定都市においては、都道府県の医療計画と整合性を持ちながら、地域の実情に応じて指定都市が自ら策定することが望ましいと考える。</p> <p>医療計画の策定にあたっては、都道府県医療審議会の意見を聞くことになっているため、医療審議会の設置についても指定都市へ移譲すべきである。</p> <p>地域医療構想の達成推進のための条件付き許可が必要な状況になったときには、指定都市の市長が地域の実情に応じて自ら必要な対応を講じるべきである。</p> <p>【支障事例】</p> <p>都道府県が策定した計画にとどまらず、地域の実情に応じた計画を独自に策定している指定都市もある。都道府県の計画にも指定都市が策定した計画を参照するよう記載されており、計画策定事務が重複している。</p> <p>医療法第7条第5項の許可について、同法第7条第1項の規定による病院等の開設許可申請に関する審査については、指定都市が行っており、都道府県知事が条件を付すよう求める時期と許可審査が終了する時期に時間差が生じる場合も考えられる。また、医療機関の開設にあたっては、医療法に基づく開設許可に合わせ、保険医療機関としての指定を受ける時期も考慮し実際の手続きが進められる。指定都市の市長には、都道府県知事からの求めに基づき、医療法第7条第5項に規定する条件を付し病院等の開設等の申請に対する許可を行うことができるとされてはいるが、速やかな医療機能の提供開始や行政効率の点から、都道府県知事からの求めに基づくことなく、指定都市の判断と責任において医療法第7条第5項の許可が行えることが適切と考える。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>医療計画については都道府県の区域が設定される三次医療圏での医療提供体制とも整合性を図るため、都道府県や近隣市町村との調整が必要である。</p> <p>医療審議会を構成する委員として、医療保険の保険者を代表する者があるが、市町村を単位とした保険者の団体が無い。</p> <p>地域医療構想の達成推進のための対応については、地域医療構想調整会議の委員の意見を十分に吟味したうえで行うべきである。</p>	医療法第30条の4 医療法第7条第5項	厚生労働省	横浜市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
	区分	分野						
48	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	基準病床数の算定方式の見直し	基準病床数の算定式を全国統一のものから、将来的な人口動態等を踏まえた地域の実情に合った算定方式に見直す	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>病院・診療所の病床数については、医療法に基づく医療計画において医療圏域で必要とされる「基準病床数」を全国統一の算定方式により定めることとされている。</p> <p>しかしながら、人口が増加しているさいたま市を含む東京大都市圏は、西日本の各府県と比較しても、人口当たりの病床数が非常に少なく、その格差は大きくい離しているという現状がある。</p> <p>本市は、埼玉県内の二次医療圏域を単独で構成しているが、今後人口増加が予測されているにも関わらず既存病床数が基準病床数と拮抗しているため、新たな病床の整備を行うことができない状況である。</p> <p>加えて、本市は、今後全国でもトップクラスで急速な高齢化が見込まれていることから、高齢者人口の急増に伴う更なる病床不足が予想されている。</p> <p>【提案内容】</p> <p>以上のことから、以下の様に地域の実情に合った算定方式に見直すことを提案する。</p> <p>1. 基準病床数の算定に当たっては、各地域における将来的な人口動態等を踏まえて設定を行う。</p> <p>2. 基準病床数の算定に当たっては、その計算方法を全国一律とするのではなく、「今後人口増加が見込まれる地域」「今後人口があまり変わらない地域」「今後人口減少が見込まれる地域」等のように全国各都道府県をいくつかの地域グループに分けて、それぞれの地域グループ毎に厚生労働大臣が係数等を設定する。</p> <p>3. 2で提案した人口動態等を踏まえた地域グループ毎の係数等の設定にあたっては、厚生労働省は現在の各都道府県における人口当たり病床数等の格差や、各都道府県の病床に関する意見を勘案する。</p> <p>【留意点】</p> <p>本提案は、昨年本市が提案した「基準病床数に関する基準についての都道府県への策定権限の委譲」に対し、厚生労働省から「各都道府県独自の判断のみにおいて病床の増加を可能とした場合、病床の地域的偏在が拡大する可能性がある」との回答があったことを踏まえ、算定方式そのもの見直しを求めることとしたものである。</p>	医療法第30条の4 医療法施行規則第30 条の30	厚生労働省	さいたま市
251	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	基準病床数の総量規制の見直し	基準病床数については、国が定める全国一律の算定基準や「従うべき基準」により規制されているが、地域の実情を踏まえた独自の加減算が可能となるよう、「参酌すべき基準」に見直すこと。	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>各都道府県では本年度から、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能毎に医療需要と病床の必要量を推計する「地域医療構想」の策定を進めているところである。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>基準病床数の見直し(5年ごと)を行う際、算定式が国の一律基準により定められており、また、特例を適用するにも大臣同意に時間を要することから、人口の偏在や医療機関の配置等の地域事情に配慮した、即時・適切な病床の配分ができない。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する上で、県及び圏域の課題に応じた真に必要な病床数を算定することができる。</p>	医療法第30条の4第6 項	厚生労働省	兵庫県、滋 賀県、京都 府、大阪 府、和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、関西広 域連合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
	区分	分野						
250	A 権限 移譲	医療・福祉	健康保険法上の保険者に関する業務の権限移譲	効率的な地域医療体制の整備を有効性あるものとするため、保健事業の推進等による医療費の適正化を図る観点から、以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、都道府県に移譲すること。 (1)健康保険組合の設立認可 (2)健康保険組合の合併・分割・解散認可 (3)健康保険組合の実地指導監査 (4)全国健康保険協会(協会けんぽ)の支部が行う業務の検査	【提案の経緯・事情変更】 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」では、都道府県が市町とともに国民健康保険の共同保険者として位置付けられた。また、同法では、都道府県が医療費適正化の推進主体と位置付けられており、各都道府県は医療費適正化計画を見直すとともに有効性のある取組の推進がもたらされているが、健保組合等への指導については保険者協議会を活用する具体的な推進方策が示されていない状況である。 【支障事例等】 都道府県は、今後、医療費適正化計画の実現をめざして、地域の実情に応じた取組みを進めようとしているが、この取組みを有効性のあるものとするためには、県内に本部を置く健保組合や支部単位での運営を行っている健保組合や協会けんぽに対する指導監督権限の移譲は不可欠である。 医療費目標の達成に向けては、保険者協議会の場で協議を行い、協議会を通じて、全保険者に協力を依頼できることになっているが、現行法上は権限がないため、資料提供要請にも応じない健保組合等もあるなど、健保組合等に対するコントロールについて実行力に欠ける。 【効果・必要性】 現在都道府県が有する国民健康保険・後期高齢者医療制度にかかる権限と併せて、被用者保険の保険者に対する権限を有することで、現在保険者義務である被保険者に対する保健事業の推進等を全県的に推進することが可能となる。	健康保険法第7条の38、39、第12条、第23条、第24条、第26条、第29条 等	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、和歌山県
16	A 権限 移譲	医療・福祉	診療報酬決定権限の一部の移譲	各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定するため、診療報酬の決定権限の一部について関西広域連合への移譲を求める。	【提案にあたっての基本的な考え方】 人口減少克服・地方創生に向け、地方において安心して生活するための基盤として医療・介護の提供体制は不可欠なことから、診療報酬や介護報酬の決定権限の一部を広域連合に移譲し、広域連合において各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定することで、医療・介護の提供体制の不足地域における事業者への支援と新たな事業者の参入を促し、広域的な提供体制の確保を図る。また、介護保険では、保険事業者の指定・監督の権限が都道府県・市町村にあるが、医療保険について診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せ、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。  (制度改正の必要性等) 関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足している地域があることから、今後の人口減少克服・地方創生に向け、地方への新しい人の流れをつくるためには、不足地域に事業者の参入を促すための仕組みが必要である。 医療保険では診療報酬は全国一律の価格、介護保険では介護報酬は地域区分による価格設定がされているが、ともに国で定められている。介護・医療提供体制の不足地域の解消を図るためには、こうした全国一律的な設定ではなく、地域の実情に応じた新たな仕組みが必要である。 広域連合に診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を移譲し、広域連合において独自に地域加算等を決定する権限を付与し、国による診療報酬・介護報酬の設定(全国標準額)をもとに、広域連合において審議会や社会保険医療協議会(地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管)を設置し、各地域の提供体制等の状況を踏まえた地域加算等について諮問し、その審議・答申をもとに設定を行う仕組みとする。なお、本人負担額については同一を基本とし居住地によって格差が生じないような仕組みとしたい。また、医療保険における診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せて、地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管することにより、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。	健康保険法第76条、第82条	厚生労働省	関西広域連合(共同提案) 京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
	区分	分野						
187	A 権限 移譲	医療・福祉	診療報酬の決定権限の一部の移譲	病床再編や在宅医療の推進の方向に誘導できる診療報酬の地域加算などの仕組みを設けた上で、箇所付けの権限を都道府県に移譲する。 なお、加算財源については、国が診療報酬を全体に徴減すること等で確保するなど、国が制度設計すべき。	【現行制度】 医療保険における診療報酬は、国が全国一律の価格設定を行い、患者はどこでも一律の負担で医療サービスを受けることができる一定の公平性を確保した制度設計がなされている。この診療報酬を改定することにより、国は医療政策の誘導を行っている。  【支障事例及び制度改正の必要性】 平成26年6月に医療介護総合確保推進法が成立し、医療法等が改正され、医療機関の機能分化と連携、また、在宅医療の充実が提示され、加えて、医療従事者の確保対策が提示された。この中で、県は国が示す地域医療構想策定ガイドラインによる推計方法で二次保健医療圏ごとに医療機能別の必要病床を算定し、病床再編を行っていくことが義務づけられたものの、地域医療介護総合確保基金による補助制度以外に手段はなく、病院間での混乱が生じることが予想される。例えば、急性期病床から回復期病床への転換が必要となると、現行では回復期より急性期の方が診療報酬が手厚いため、病院は容易に転換しようとしにくい。 国は今後、診療報酬体系を回復期にシフトしていくことが考えられるが、県の権限は新基金によるハード対策が中心となり、予算規模も小さく、効果も限定的と思われることから、新たに地域の実情を踏まえた診療報酬上の地域加算などの仕組みを設けた上で、誘導が進まない病院に県が箇所付け設定できるような権限移譲が必要と考えられる。  【制度改正の効果】 県が診療報酬の地域加算などを地域の実情に応じて一定程度箇所付け設定できることで、病床再編や在宅医療の推進の方向に誘導できる。	医療法第三十条の四、健康保険法第七十六条第二項に基づく告示	厚生労働省	和歌山県 兵庫県、徳島県
252	A 権限 移譲	医療・福祉	診療報酬の決定に関する権限移譲	医療機関が不足する地域での診療報酬について、地域の実情に合わせた加算設定を可能とするなど、健康保険法等に基づく診療報酬決定に関する一部の権限を都道府県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」では、都道府県を、医療費適正化の推進主体と位置付けており、各都道府県は医療費適正化計画を見直すとともに実効ある取組の推進が求められている。 【支障事例等】 健保法、高確法に規定する療養の給付に要する費用の額は厚生労働大臣が定めることとなっており、へき地等医療機関が不足する地域に必要とされる診療科の報酬面での優遇設定ができない。 なお、診療報酬の独自設定が可能となれば、患者負担が増加しないよう、増加分保険者に求めることになるが、国において、保険者の増加負担分の解消につながる診療報酬体系に見直すことを求める。 【効果・必要性】 へき地等医療機関の不足する地域に必要とされる診療科の報酬面での優遇設定が可能となり、地域毎のバランスのとれた医療提供体制を通じて、医療費適正化を推進することができる。	健康保険法第76条第2項 高齢者の医療の確保に関する法律第71条 厚生労働省告示(診療報酬の算定方法)等	厚生労働省	兵庫県、和歌山県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
	区分	分野						
159	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	過誤調整方法(返納 金)の運用変更可能な 規制緩和	本人の同意がなくても保険者間 で過誤調整できるようにすること	【支障事例】 転職や転居で国民健康保険より他保険に変更になった際、旧保険証の返納がなされず使用され る事業が後を絶たない。本市では病院との交渉により解消する件数が多いものの、返納金として残 る件数は450件発生、336件処理、114件未納(H26)となる これを解消するには被保険者が一旦、前保険者に保険者負担分を支払ったのち、加入中の保険 者にその領収書とともに請求する必要がある。本市では、この返納金による、不納欠損はH21-H25 で567件、1,100万円余であり、他市町村でも少なからず同状況であることが推測される。 【制度改正の経緯】 前年度の提案後、厚生労働省平成26年12月5日の通知により、被保険者の委任があれば保険者 間での調整が出来るようになったが、委任事務は本人にとって利益がなく、手間がかかることから、 処理が進んでいない。現状のまま被保険者異動届と同時に委任届を取得する案もあるが、転出後 の社保加入や他市町村国保への手続き不備等、機能しない可能性もある。また、マイナンバー活 用による過誤調整の方針が閣議決定され、一定の改善可能性があることを理解する一方、マイナ ンバーカードが任意取得であること、再発行の際、手数料がかかること(本市での保険証再発行枚 数は月300枚程)やカード発行に即時性がない事などから、当制度改正や今後の方針では不十分 と言わざるを得ない状況である。 【懸念の解消策】 本人の同意がなくても保険者間で過誤調整できるようにすることは、保険者の利益のみならず、 被保険者の負担軽減に繋がるものであるため、国民健康保険法67条の改正により規制緩和をお 願いたい。	国民健康保険法第7 条・8条・9条・67条 厚生労働省平成26年 12月5日通知	厚生労働省	岐阜市
259	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	保健所長の医師資格 要件の緩和	公立病院など、特定の病院との 連携により医師が確保されてい る場合には、保健所長が医師で なくてもよいように規制を緩和す ること。	【提案の経緯・事情変更】 保健所長をはじめとした行政医師については、適正な確保に努めているところであるが、保健所 長職に適した人材の確保は難しく、今後、人材が不足する可能性も考えられる。 また、近年の高齢化の進展に伴い、保健所は認知症対策や健康づくりなどの拠点としての役割 が重要となっていることから、保健所長についても、新たな福祉課題に応じた配置がされるべきで ある。 【支障事例】 保健所長をはじめとした行政医師については、適正な確保に努めているところであるが、保健所 長職に適した人材の確保は難しく、今後、人材が不足する可能性も考えられる。 【効果・必要性】 保健所長が公衆衛生に精通した職員であれば、特定の病院との連携により医師が確保されてい る場合、保健所における健康危機管理事案等の役割を十分果たすことは可能であり、地域の実情 に応じた対応も可能となる。	地域保健法第10条 地域保健法施行令第 4条	厚生労働省	兵庫県、大 阪府

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
	区分	分野						
119	B 地方 に対する 規制 緩和	環境・衛 生	水利権有償譲渡にか かる財産処分承認基 準の緩和(国庫補助 金の返還免除)	水道資産の有効活用のための 水利権有償譲渡にかかる財産 処分承認基準の緩和(国庫補助 金の返還免除)	【現状】 県営水道が保有している水道水源を、県営水道供給エリア外で水道水源が不足している市町村水 道に有償譲渡するなど、県域水道全体での有効活用の検討を行っている。 【具体的な支障事例】 運営主体が異なるのみで、水利権譲渡後も同じ水道目的に使われるにも関わらず、「厚生労働省 所管一般会計補助金に係る財産処分承認基準」第3の1(1)には、国庫納付に関する条件を付さ ずに承認する条件に水利権の有償譲渡が掲げられていないため、県営水道の水源確保を目的と した国庫補助金の返還が必要となる。このため、水利権を譲渡しようとする県営水道は、譲渡先の 市町村に対し返還する国庫補助金相当額を請求することで、市町村の負担が増えるとともに、新た に国庫補助金の申請が必要となる。 【制度改正の必要性】 県営水道の水源確保を目的とする国庫補助金の返還が不要であれば、県営水道から水利権譲渡 先である市町村に対し国庫補助金返還相当額の請求は不要となる。市町村も国庫補助金申請の 必要がなくなることから、財産処分に係る手続きの簡素化となる。この規制緩和が認められること で、人口減少社会に直面する水道事業の抜本的構築に向けて、水道資産の最適化がスムーズに 進めることが可能となる。また、健全な水循環の推進を目的とする水循環基本法第15条において 「水を適正かつ有効に利用するための取組を促進する」とともに、同法第13条に基づき策定中の水 循環基本計画においても、水資源の有効利用の観点から「地域において用途内又は用途間の需 給にアンバランスが生じた場合、(略)水の転用を更に進めていくこと」が求められており、これらの 水資源の有効利用を推進する主旨に合致する。	「厚生労働省所管一派 会計補助金等に係る 財産処分承認基準」第 3の1(1)	厚生労働省	奈良県
248	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	児童福祉施設の設備 及び運営に関する基 準の見直し	児童福祉施設に配置する従業 者及びその員数、居室及び病室 の床面積その他設備に関する事 項等について、「従うべき基準」と されているものを、「参酌すべき 基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、地域型保育事業が創設され、利用 者が多様な施設や事業の中から保育の給付を選択できるようになったが、保育士の配置や設備の 面積については、依然「従うべき基準」とされている。 【支障事例等】 ある自治体においては、給食センターを活用した保育所等の運営の効率化や、子どもの発育・発 達段階に応じた栄養管理と乳幼児期から一貫した食育の推進を目的として、構造改革特区の認定 を受けて公立保育所について外部搬入を実施しているが、私立保育所に関しては3歳以上と3歳 未満で別扱いする必要があるため、町内の子ども全体を対象に施策を展開する上で困難が生じて いる。 【効果・必要性】 市町の学校給食センター等を活用することで、人件費等の自園調理に要するコストの削減、食材 の一括購入による地産地消の促進、栄養士による一貫した栄養管理(国基準では保育所について 栄養士の配置義務なし)等が可能になる。 また、給食施設だったスペースを使った地域とのふれあいや交流などを通じて、地域やふるさとに 誇りと愛着を持った子どもの育成に資することができる。	児童福祉法第45条第 2項	厚生労働省	兵庫県、滋 賀県、京都 府、大阪山 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島 県、堺市、 関西広域連 合



管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
	区分	分野						
249	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で、「参考すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、各市町ごとに就学前の教育・保育の量の見込と提供体制の確保時期等を定めることとされている。また、地方創生の中では、若い世代が安心して結婚・妊娠・子育てできるよう切れ目のない支援が求められている。 【支障事例等】 認定こども園における保育室の面積や食事の提供方法などについては、従うべき基準とされており、地域の実情に応じた基準等を定めることができない。そのため、都市部では、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難となっているほか、乳幼児が減少する郡部や離島では、自園調理から外部搬入への切り替えができていない。 ある私立保育所では、幼保連携型認定こども園への移行に併せて園舎を建て替える際、公立保育所と同様に全ての子どもへの給食提供の外部搬入が認められるのであれば、必要最小限の調理施設の整備にとどめたいとの意向を持っていた。しかしながら、私立保育所は、上記の特例が認められないため、3歳以上の子どものみ公立の給食センターからの外部搬入を実施することとし、満3歳未満の子どもについては、これまでどおり給食設備を整備し、調理員を配置せざるを得なかった。 【効果・必要性】 私立幼保連携型認定こども園の満3歳未満の子どもについても外部搬入が認められれば、公立の給食センターの運営の安定化につながる上、私立幼保連携型認定こども園の運営の効率化にもつながることとなる。	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合
264	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	病児保育事業の補助要件の緩和	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)の補助要件である保育士の配置要件について、利用児童の定員数が2名以下の場合には看護師等1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 地方創生の取組みの中で、女性の活躍が期待されているが、人口減少地域においては、保育士や看護師の人材が少ない状況である。 【支障事例等】 現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おおむね1人につき看護師1名以上及び利用児童3人につき保育士1名以上の配置が求められている。しかし、地方部など人口減少地域においては、診療所等では保育士の配置が困難な状況にあり、病児保育が進んでおらず、女性の社会進出の妨げとなっている。 兵庫県では、こうした状況を鑑み、本年度県単独で補助事業を設けている。 【効果・必要性】 人口の少ない地域や区域が広いため複数の病児保育施設が必要な地域で病児保育施設の設置が促進される。	子ども・子育て支援交付金交付要綱 病児保育事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
	区分	分野						
17	A 権限 移譲	医療・福祉	介護報酬決定権限の一部の移譲	各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定するため、介護報酬の決定権限の一部について関西広域連合への移譲を求める。	<p>(提案にあたっての基本的な考え方)</p> <p>人口減少克服・地方創生に向け、地方において安心して生活するための基盤として医療・介護の提供体制は不可欠であることから、診療報酬や介護報酬の決定権限の一部を広域連合に移譲し、広域連合において各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定することで、医療・介護の提供体制の不足地域における事業者への支援と新たな事業者の参入を促し、広域的な提供体制の確保を図る。また、介護保険では、保険事業者の指定・監督の権限が都道府県・市町村にあるが、医療保険について診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せ、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足している地域があることから、今後の人口減少克服・地方創生に向け、地方への新しい人の流れをつくるためには、不足地域に事業者の参入を促すための仕組みが必要である。</p> <p>医療保険では診療報酬は全国一律の価格、介護保険では介護報酬は地域区分による価格設定がされているが、ともに国で定められている。介護・医療提供体制の不足地域の解消を図るためには、こうした全国一律的な設定ではなく、地域の実情に応じた新たな仕組みが必要である。</p> <p>広域連合に診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を移譲し、広域連合において独自に地域加算等を決定する権限を付与し、国による診療報酬・介護報酬の設定(全国標準額)をもとに、広域連合において審議会や社会保険医療協議会(地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管)を設置し、各地域の提供体制等の状況を踏まえた地域加算等について諮問し、その審議・答申をもとに設定を行う仕組みとする。なお、本人負担額については同一を基本とし居住地によって格差が生じないような仕組みとしたい。また、医療保険における診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せて、地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管することにより、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。</p>	介護保険法 第41条～第61条の3	厚生労働省	関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県
253	A 権限 移譲	医療・福祉	介護報酬の決定に関する権限移譲	介護サービス提供事業者が不足する地域での介護報酬について、集合住宅に居住する高齢者に対するサービス提供についての介護報酬の減算を実施しないなど、介護保険法等に基づく介護報酬決定に関する一部の権限を都道府県に移譲すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>今年度の介護報酬の改定により、訪問介護サービス、定期巡回・随時対応サービスなどを集合住宅における利用者に提供する場合には、移動コストがかからないことを踏まえて介護報酬を減算することとなった。</p> <p>しかし、へき地においては、まとまった数のサービス利用者の確保が難しく、移動ロスが多いことから事業者によるサービス提供が進んでいない。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>介護保険法上、介護報酬は厚生労働大臣が社会保障審議会(介護給付費分科会)の意見を聞いて定めることになっており、介護事業経営実態調査を基に収益率を勘案しながらの改定がなされているが、地域の実情に応じた人員配置実態が全く考慮されていない状況にある。</p> <p>中山間地域等で開設する事業所や中山間地域等に居住する者にサービスを提供する場合には加算で措置されるが、今後さらなる高齢化が進む中、介護サービス提供体制が不足している地域における介護サービスを充実させるためにも、集合住宅に居住する高齢者に対するサービス提供についての介護報酬の減算を実施しないなど各地域のサービス提供体制を踏まえた独自の報酬設定が求められている。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>介護報酬の決定の一部の移譲により、介護サービスの提供体制が不足している地域に対して、必要とされる介護報酬面での優遇設定が可能となり、新たな事業者によるサービス提供を促すことができる。</p>	介護保険法第41条、第42条の2、第46条、第48条、第53条等	厚生労働省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
	区分	分野						
82	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	「要介護認定(要介護4・5)の有効期間上限の無期限化」	高齢化の進展に伴い、申請者は増大し、要介護認定業務及び関係経費が増大している。 今後も、上昇傾向が続くと見込んでいるが、当該業務を安定的に継続するため、見直しを急務と考える。 については、その一旦として、主治意見書をもとに、認定審査会において、状態が安定していると判断される要介護4、または、要介護5の更新申請について、認定可能な有効期間の上限を無期限とすることを提案する。	本市では、認定申請件数の増大に対応する認定調査員や認定審査委員の確保の困難さや、当該業務量の増大が認定結果遅延の要因となっており、その結果、処分延期通知発送業務が発生する悪循環となっている。 今後もこの傾向はさらに増大することが見込まれ、地方分権改革に関する他市と同様の状況で、当該業務の効率化を加速し、負担軽減を図る必要があると考えている。 このような状況の中、本市の平成26年度認定審査実績では、要介護4、または、要介護5の更新時の認定結果が、要介護3以下に改善するケースが、1031人中162人の15.7%、要介護4・5から変化しないケースが、1031人中869人の84.3%との結果を踏まえ提案したものである。	介護保険法(平成9年法律第123号)第28条第1項・第10項・第33条第1項・第6項  介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)第38条第1項・第2項、第41条第2項、第52条第1項・第2項	厚生労働省	宇部市
263	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	要介護認定の有効期間の更なる延長及び基準の簡素化	認定事務の負担軽減及び制度簡素化のため、新規申請、区分変更申請についても、更新申請に同様に、有効期間の延長や期間を統一するなど基準の簡素化を求める。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年度制度改正により、一部有効期間の見直し(※「総合事業」を市町村全域で事業実施する場合に限り、更新申請時の要介護認定等に係る有効期間を一律、原則12か月、上限24か月に延長・簡素化)がなされたところであるが、新規申請、区分変更申請においては、まだ原則6か月、上限12か月のままととなっている。 【支障事例等】 昨年度一部有効期間の見直しが行われたものの、認定調査を頻繁に受けること自体が本人、家族にとって負担であるという声を聞いている。今後も高齢化の進展により、要介護(要支援)認定の申請件数の増加が見込まれることから、新規申請、区分変更申請についても、有効期間の延長と期間の統一が求められているが、現行制度ではそれができない。 なお、有効期間の延長によって認定区分を変更する機会が減少するのではという懸念があるが、被保険者の状態が大きく変化した場合、随時区分変更申請を申し出る機会が保証されている。 【効果・必要性】 新規申請、区分変更申請についても有効期間の延長による期間の統一が図られることにより、認定事務の負担軽減、簡素化が期待される。	介護保険法施行規則第38条、第41条、52条、55条	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市、関西広域連合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
	区分	分野						
190	A 権限 移譲	医療・福 祉	介護サービス事業者 (一部)の業務管理体制 に係る届出の受理、 勧告・命令等	介護サービス事業者(一部)の業 務管理体制に係る届出の受理、 勧告・命令等の権限の都道府県 (指定都市)から中核市への移 譲を求めるもの	【支障事例】 介護サービス事業者の指定に係る権限は、既に中核市に移譲されている。業務管理体制に係る届 出の受理等の事務についても、本市で処理することは可能である中、当該権限が県にあることによ り、包括的・一体的な管理ができない状況にある。  【必要性】 当該権限が中核市に移譲されることにより、事業者・自治体双方にとって、効率的・効果的な事務 遂行が期待できる。	介護保険法第115条 の32、第115条の3 3、第115条の34	厚生労働省	宇都宮市
256	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	指定介護老人福祉施 設(特別養護老人ホ ム)及び介護老人保 健施設の設備及び運 営に関する基準の見 直し	指定介護老人福祉施設及び介 護老人保健施設の設備及び人 員配置基準について、全国一律 で「従うべき基準」とされているもの を、必要となる財源を措置した 上で「参酌すべき基準」に見直す こと。	【提案の経緯・事情変更】 指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設備及び人員配置基準について、全国一律で 「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で「参酌すべき基準」に見直すこ と。 【支障事例・現状】 平成27年度から特別養護老人ホームへの入所要件が原則要介護3以上となり、平均要介護度 は更に高くなると見込まれ、職員も今以上の人員配置を行わなければ運営は困難となる。また、退 所率は現在の約22%から30%程度まで上昇する見込みである。 現在、指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設においては、全国的に介護人材確保が困 難なことから、配置基準を下回ることを理由に入所を断る施設が生じている。一方、入所申込者が 全国で52.4万人(H26.3厚生労働省まとめ)に上り、入所申込者の増加に歯止めをかけることが緊 急の課題となっている 【支障事例等】 今後高齢化率が安定化すると予想されるものの施設整備が量的に進んでいる県と、今後急速な 高齢化が予想(65歳以上人口増加率が比較的高い)されながら施設整備が進んでいない都府県に おいて、退所率の増加に伴う特養の利用状況が異なる(空室の増加等)ことが予測されるが、配置 基準が全国一律であり、都道府県の利用実情に応じた対応ができない。 【効果・必要性】 全国一律の人員配置基準から施設の利用実態を踏まえた基準(要介護度の割合別、規模別等) に見直すことにより、充実した人員配置が確保できることから、利用者の立場に立ったケアが可能 となる。また、ケアに応じた介護報酬の適切な評価に繋がり、職員の給与改善にも資する。	介護保険法第88条第 3項、第97条第4項	厚生労働省	兵庫県、滋 賀県、和歌 山県、鳥取 県、徳島 県、関西広 域連合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
	区分	分野						
257	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	小規模多機能型居宅 介護(地域密着型 サービス)の普及に向 けた基準の緩和	認知症高齢者が住み慣れた地 域での生活を維持するために有 効な介護サービスである小規模 多機能型居宅介護(地域密着型 サービス)を普及させるため、人 員、設備、運営等に関する事項 について、「従うべき基準」とされ ているものを「参酌すべき基準」 に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 今後、認知症高齢者の増加が予想されており、地方創生においても、「医療・介護の総合的な確 保の推進」の中で住み慣れた地域での生活を維持できるよう地域包括ケアシステムの推進が求め られている。 昨年の社会保障審議会介護給付費分科会(101回)においても、「小規模多機能は在宅でいるに もかかわらずケアマネジャーがかかる。こんなばかな話はない」との意見が出されている。 【支障事例等】 「小規模多機能型居宅介護」は、「通い」「訪問」「泊まり」を柔軟に組み合わせて、利用者の在宅 生活の継続を支援するものであり、今後、増加が予想される認知症高齢者が住み慣れた地域での 生活を維持するために有効な介護サービスである。 兵庫県でも市町村と連携し、「小規模多機能型居宅介護」の整備を推進しているが、サービスの 利用に介護支援専門員(ケアマネジャー)を変更する必要があることや、少ない登録定員や利用定 員などの基準が、地域の利用者ニーズや事業者の採算性などの課題となり、事業者参入の障壁と なっている。 【効果・必要性】 同一の介護支援専門員によるケアマネジメントが継続されることにより、利用者の安心感につな がること、現在の介護支援専門員によるサービス紹介が促進されことなどから、サービス全体の利 用促進や事業者の参入促進につながり、当該サービスの普及が促進される。	「指定地域密着型サー ビスの事業の人員、設 備及び運営に関する 基準」第66条第2項第1 号、同項第2号、第74 条第1項 介護保険法第78条の 4第5項(関連)	厚生労働省	兵庫県、滋 賀県、京都 府、和歌山 県、鳥取 県、徳島県
258	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福 祉	指定障害者支援施設 等の人員、設備及び 運営の基準の緩和	指定障害者支援施設等※に配 置する従業者及びその員数、居 室の床面積その他設備に関する 事項等について、「従うべき基 準」とされているものを、「参酌す べき基準」に見直すこと。 ※障害福祉サービス及び指定障 害福祉サービス、指定障害者支 援施設、障害福祉サービス事 業、地域活動支援センター、福 祉ホーム、障害者支援施設	【提案の経緯・事情変更】 指定障害者支援施設等については一部の従業者(サービス管理責任者)の専従要件が課せられ ており、相談支援従事者との兼務ができないため、特に小規模な市町においては人員の確保に支 障をきたしている。 【効果・必要性】 これを緩和できれば、相談支援業務に携わる者の拡大が図れ、計画相談の進捗が見込まれる。	障害者の日常生活及 び社会生活を総合的 に支援するための法 律第30条第2項、第43 条第3項、第44条第3 項、第80条第2項、第 84条第2項	厚生労働省	兵庫県、大 阪府、和歌 山県、徳島 県

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
60	A 権限 移譲	農地・農 業	農地転用許可権限の 市町村への移譲	農地法4条及び5条に基づく農 地転用許可に係る事務・権限の 市町村長への移譲。	【支障事例・制度改正を必要とする理由】 各市町村のまちづくり(土地利用)は、当該市町村が一番分かっている。 地域の実情を反映させた土地利用を迅速かつ計画的に出来るようにする事が必要。 人口減少に歯止めをかけるには、産業を発展させ雇用を生む事が必須であり、その前に企業誘 致を積極的に行う必要がある。 本町は札幌圏の外環状である国道337号の4車線化完成に合わせ、この路線を物流・産業の集 積地として、定住人口、交流人口の増加を目指している。 刻々と変化する経済情勢の中、現行の大臣許可、協議が必要となる農地転用許可制度では、時 間が掛かり過ぎ、まちづくりが思うように進められない。	農地法4条及び5条	農林水産省	当別町
61	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農業振興地域の整備 計画の変更における 都道府県知事の同意 の廃止	農業振興地域の整備に関する 法13条に基づく、農業振興地域 整備計画の変更の都道府県知 事同意の廃止。	【支障事例・制度改正を必要とする理由】 人口減少に歯止めをかけるためには、地域の実情を反映させた土地利用を迅速かつ計画的に 行い、積極的に企業誘致をし、産業を発展させ雇用を生む施策が必要である。 農業振興地域整備計画の変更は都道府県の同意を必要とする現行制度では、時間が掛かり過 ぎ、まちづくりに支障がでる。 また、農業振興地域整備計画の変更要件の一つに、土地改良事業に伴う工事の完了後8年経 過した土地であると基準が定められているが、刻々と変化する経済情勢の中にあつては、この基準 が足かせとなり、まちづくりが思うように進められないため、この基準を廃止すべきである。	農業振興地域の整備 に関する法律8条、13 条	農林水産省	当別町

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
208	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	灌がい排水施設更新 事業の土地改良事業 に係る農振除外の要 件緩和	農業振興地域内の老朽化した灌 がい排水施設の更新事業は、機 能の現状維持のための事業で あって、農業の生産性を今以上 に向上させるものではないと解 せられるため、8年未経過の対象 となる土地改良事業には含まな いものとして扱うこと。	昭和47年度に農業を基幹産業と位置付け、農振農用地区域を集落界ぎりぎりまで設定した本市 では、その後の社会経済情勢の変化により、企業等が用地を規模拡大しようとしても農振除外で ず他市への転出を模索されるという事例や農村集落の維持発展のために集落外からの移住を受 け入れようとしても家が建てられないという状況が発生しており、まちの発展に支障をきたしてい る。 中でも、農業振興地域内の老朽化した灌がい排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための 事業であって、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、8年未経過の 対象となる土地改良事業には含まないものとして扱うよう農振制度に関するガイドラインの見直しを 求める。 地域再生法の改正に伴う地域農林水産業振興施設整備計画の策定により、6次産業の推進に関 する施設であれば灌がい排水事業完了後8年未経過であっても整備可能となったが、地域の内外 から発生する新たな農業の担い手のための住宅整備は依然行うことが出来ない。	・農業振興地域の整備 に関する法律第13条 第2項第5号 ・農業振興地域の整備 に関する法律施行令 第9条 ・農業振興地域の整備 に関する法律施行規 則第4条の3 ・農業振興地域制度に 関するガイドライン第 13-1(2)	農林水産省	近江八幡市

経済産業省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
53	A 権限 移譲	産業振 興	革新的なものづくりに チャレンジするための 試作品開発・設備投 資などの技術開発支 援に関する事務・権限 の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている革新 的なものづくりにチャレンジする ための試作品開発・設備投資な どの技術開発支援に関する事 務・権限を都道府県へ移譲し、 集中させること。	【制度改正の必要性】 地域経済の担い手である中小企業等への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町 村等と密接に連携して産業労働施策を推進し、地域の実情に精通し分野を越えたネットワークを有 する総合的な行政主体である都道府県が一元的に担えば、ワンストップでより効果的・効率的に行 える。 中小企業の技術開発支援については、国と都道府県がそれぞれ中小企業への支援事業を展開 しており、典型的な二重行政となっている。本県では、中小企業の技術開発支援の取組として、埼 玉県産業技術総合センターによる研究開発支援や埼玉県産業振興公社による産学連携等の支援 等を実施しており、多くの技術開発を成功させてきた。また、こうした取組は各都道府県でも実施さ れている。 中小企業ものづくり高度化法に基づく特定研究開発計画の認定や戦略的基盤技術高度化支援 事業補助金及びものづくり・商業・サービス革新補助金に関する事務を都道府県が行えば、技術開 発支援の取組と連動させたワンストップで総合的な支援が可能となり、より効果的な支援を行うこと ができる。 【支障事例】 中小企業が技術開発等を行うために県の産業技術総合センター等の助言等を受けることが多い が、身近な県で助言等を受けていても、国の補助金を利用して資金確保するために国側の手続の 窓口に出向かなければならないなど二度手間となっている。また、国の補助対象事業に適合させる ため、産業技術総合センター等とは異なる助言等を受けて、事業計画の変更等が必要となることも 考えられる。	経済産業省組織規則 第230条35、36号、第 231条18号 中小企業のものづくり 基盤技術の高度化に 関する法律第4条第1 項、第5条第1、2項、12 条 戦略的基盤技術高度 化支援事業補助金要 綱 ものづくり・商業・サー ビス革新補助金公募 要領	経済産業省、経済産業 省(中小企業庁)	埼玉県
271	A 権限 移譲	産業振 興	地域商店街活性化法 に関する認定事務等 の権限移譲	地域商店街活性化法による商店 街活性化事業計画・商店街活 性化支援事業計画の事務権限を 国から県へ移譲すること。 (1)商店街活性化事業計画及び 商店街活性化支援事業計画の 認定・変更・取り消し (2)商店街活性化事業計画及び 商店街活性化支援事業計画の 実施状況報告の徴収 (3)地域商業自立促進事業費補 助金の交付事務の移譲	【提案の経緯・事情変更】 商店街の支援については、住民に身近な地方自治体が、地域の実情に応じて実施しているが、 地域商業活性化法による商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画については、 都道府県や市町村の意見を聴き、配慮することになっているものの、認定等は経済産業省が行う こととされている。 また、国が進める地方創生においては、地方への移住等を促進するため地方都市の経済・生活 圏の形成が進められており、地方では国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用した商店街買 い物ポイント事業など、地域消費の喚起を図っているところである。 【支障事例等】 都道府県においては、商店街の振興に関する類似の施策を実施しており、支援対象となる事業 者も差違が無い中で、支援窓口が国と都道府県とで2つに分かれているため、総合的な商店街の 活性化施策の実施に支障を来している。 昨年7月に中小企業庁に対し「平成24年度商店街実態調査報告書」の本県部分のデータ提供を 依頼したところ、「実態調査のみに使用すると条件で商店街から了解を得ているため、提供でき ない」との回答で、結局、県でも同様の作業を行うしかなかった。このように国と地方公共団体間で 十分な情報共有・連携ができていない。 【効果・必要性】 県施策との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化施策の実施が可能となる。	地域商店街活性化法 第4～7、11～13条 地域商業自立促進事 業費補助金募集要項	経済産業省(中小企業 庁)	兵庫県、滋 賀県、京都 府、和歌山 県、徳島 県、関西広 域連合



管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
272	A 権限 移譲	産業振 興	中心市街地の活性化 に関する補助金交付 事務等の国から県へ の移譲	特定民間中心市街地活性化事 業計画の認定から補助金交付ま での権限を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 地方では、国の平成26年度2月経済補正対策の地域住民生活等緊急支援助交付金を活用した商店街買い物ポイント事業の実施により、地域消費の喚起を図っているところであり、今後も地方創生の観点から、商店街の活性化施策に取り組もうとしている。 【支障事例等】 特定民間中心市街地活性化事業は、国が認定した中心市街地活性化法に基づく基本計画に記載されたものに限られており、事業内容は中心市街地再興戦略事業費補助金の採択など地方公共団体の支援措置に関係している。 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定にあたっては、昨年の提案募集で「特定民間中心市街地活性化事業の詳細を確認し、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業について全国的視点のもとで認定していることから、権限委譲することは適切ではない。」との意見があったが、全国一律の視点ではなく、地域の実情や課題等に応じた視点からの認定が必要である。現在はその点で不十分である。 そのため、事業実施については住民に身近な行政として地方の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきである。 【効果・必要性】 県施策との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化施策の実施が可能。	中心市街地活性化法 第48条第1項、第4 項、 第49条第1項第2項 中心市街地再興戦略 事業費補助金交付要 綱	経済産業省	兵庫県、京 都府、和歌 山県、徳島 県

国土交通省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
317	A 権限 移譲	土地利用 (農地 除く)	「都市計画事業」の認可権限の指定都市への移譲	都市計画法第59条において「都市計画事業は、市町村が、都道府県知事(第一号法定受託事務として施行する場合には、国土交通大臣)の認可を受けて施行する。」と規定されているが、都市計画法第87条の2〔指定都市の特例〕に、「指定都市の区域においては、第59条から第64条にかかわらず、都道府県知事又は都道府県が行うとされている事務においては指定都市の長又は指定都市が行うものとする。」という条文を追加する。	【制度改正の必要性】 指定都市の独自性や地区の特徴を生かした都市計画事業が道府県の評価を受けることで標準化される傾向がある中、都市計画事業の認可権限が指定都市に移譲されれば、地域の実情に応じた事業効果の早期発現を優先に考えた事業推進が可能となり、事業の進捗にあわせた迅速な事務処理の実現により事業期間の短縮につながる。  【支障事例】 県の認可を受けるにあたっては、所管課が事業部署にヒアリングし、確認・調整しながら認可図書等の取りまとめを行い、県へ説明しているため、認可に伴う事務処理などに時間を要している。また、都市計画決定権者と認可権者が別のため、事務効率に支障が生じている。  【懸念の解消策】 都市計画事業認可権限の移譲に際し、土地収用法の事業認定権限を県に残す制度を創設する等、土地収用に関する権限を事業認可権者と分けることで、収用に對する公平性・公正性・透明性を確保できると考えている。	都市計画法第59条	国土交通省	指定都市市長会
331	A 権限 移譲	土地利用 (農地 除く)	「都市計画事業」の認可権限の指定都市への移譲	都市計画法第59条において「都市計画事業は、市町村が、都道府県知事(第一号法定受託事務として施行する場合には、国土交通大臣)の認可を受けて施行する。」と規定されているが、都市計画法第87条の2〔指定都市の特例〕に、「指定都市の区域においては、第59条から第64条にかかわらず、都道府県知事又は都道府県が行うとされている事務においては指定都市の長又は指定都市が行うものとする。」という条文を追加する。	【制度改正の必要性】 指定都市の独自性や地区の特徴を生かした都市計画事業が道府県の評価を受けることで標準化される傾向がある中、都市計画事業の認可権限が指定都市に移譲されれば、地域の実情に応じた事業効果の早期発現を優先に考えた事業推進が可能となり、事業の進捗にあわせた迅速な事務処理の実現により事業期間の短縮につながる。  【支障事例】 県の認可を受けるにあたっては、都市計画課が事業部署にヒアリングし、確認・調整しながら認可図書等の取りまとめを行い、県へ説明しているため、認可に伴う事務処理などに時間を要している。また、都市計画決定権者と認可権者が別のため、事務効率に支障が生じている。  【懸念の解消策】 都市計画事業認可権限の移譲に際し、土地収用法の事業認定権限を県に残す制度を創設する等、土地収用に関する権限を事業認可権者と分けることで、収用に對する公平性・公正性・透明性を確保できると考えている。	都市計画法第59条	国土交通省	横浜市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
286	A 権限 移譲	環境・衛 生	都道府県内の供用済 の国営公園の都道府 県への移譲	都市公園法第2条第1項第2号に 規定するイ号公園のうち、一つ の都道府県で完結する公園の供 用した区域の管理に関する権限 については、関係法令の改正に より、移管に必要な新たな制度 を設け、都道府県との調整が図 られた公園から、必要となる人 員、財源とともに移管すること。	【提案の経緯・事情変更】 地方分権改革の第二次勧告(H20.12.8)では、地方整備局の見直しの中で、「都市公園法第2 条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した 公園の管理に関する権限については、都道府県と調整の上で移管する。」とされたが、未だ実現し ていない。 【支障事例等】 本県においては、国営明石海峡公園があり、淡路地区と神戸地区で構成されているが、淡路地区 については一部が開園しており、周辺の淡路夢舞台、県立淡路島公園等の県管理施設との連携 による一体的な利用促進に取り組んでいる。しかし、さらなる一体的管理を行い、費用の低減や集 客イベントを総合的に開催しようとしても、管理権限がないため、なかなか相乗効果を図ることが困 難な状況である。 【効果・必要性】 淡路地区では国と県で、同様の公園事業を展開していることから、国管理の国営公園(国営明石 海峡公園)を県に移管し、県管理公園(県立淡路島公園)と一体的な管理をすることで、費用の軽 減が見込めるとともに、集客イベントなどを総合的に行うことができ、相乗効果が見込める。	都市公園法第2条の3	国土交通省	兵庫県、徳 島県、関西 広域連合
33	A 権限 移譲	運輸・交 通	一般乗合旅客自動車 運送事業の許認可等 権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自 動車運送事業(貸し切りバスを 除く)に係る事業経営、事業計 画、運賃等への許認可につい て、同一府県内で実施するも のは、移譲を希望する府県への 移譲を基本としつつ、府県域を跨 がるものは、府県域を越える広 域連合への移譲を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りバスを除く)に係る事業経営、事業計画、 運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実 施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越 える広域連合への移譲を求める。  (制度改正の必要性等) 地方創生がめざす「各地域が、それぞれの特性を生かした自律的で持続可能な社会を構築してい く」ためには、同一府県内における地域交通ネットワークの整備に関しても、地域を包括する府県の 責任と権限において、総合的な施策展開を進めることが必要である。 すでに、道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送事業については、地方公共団体に権限 が移譲され、また、運賃変更にかかる認可事務等についても、地域公共交通会議での合意があれ ば、事務手続き期間の短縮が行われるなど、一定の弾力的な対応が可能となっている。 しかしながら、現行法令に基づくコミュニティバスの運行等については、実態として既存バス事 業者の権益を侵さない範囲での運行となっており、必ずしも乗り継ぎや連携が十分でないため、地域 の実情やニーズに合致したものとなっておらず、地域交通の最適化が図られていない。 地域交通ネットワークの最適化を図るために不可欠である一般乗合旅客自動車運送にかかる権 限は国が持っているため、自家用旅客運送だけでなく、一般乗合旅客自動車運送を含めた一体的 な権限のもとで、地域主体の責任体制を構築することができるよう、同一府県内で実施する一般乗 合旅客自動車運送事業の許認可等の権限について、移譲を希望する府県への移譲を求めると ともに、府県域を跨がるものについては、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	道路運送法 第4、5、9、15、31、79、 94条	国土交通省	関西広域連 合(共同提案) 兵庫県、和 歌山県、鳥 取県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
57	A 権限 移譲	運輸・交 通	単一の都道府県内で 路線が完結する旅客 自動車運送事業(バ ス事業)の許認可等 を都道府県への移譲	単一の都道府県内で路線が完 結する旅客自動車運送事業(バ ス事業)の許認可等を地方運輸 局から都道府県へ移譲するこ と。	【制度改正の必要性】 地域公共交通活性化再生法に基づく地方自治体による主体的な地域公共交通網の形成・充実 の取組をさらに効果的・効率的に推進するためには、バス事業の許認可事務及びバス路線維持等 に係る補助事業を移譲し、地域事情等に精通した県が総合行政の観点から交通政策を展開できる ようにすることが効果的である。 現行制度ではバス事業の許認可及び監査・行政処分権限等を国が持っているが、道路運送法、 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱を改正し、国が持つ補助制度とともに県に移 譲すれば、地域公共交通の実情を把握し、地域の実情に根差したきめ細かな施策の検討や展開 が可能になる。 地域交通の活性化に際しては、路線バスをコミュニティバスやデマンドバスで補うことが主流と なっているが、超高齢化が進む中で、路線バスの利便性向上拡大も地域交通の再生には有効な 手段となっている。路線バスの許認可権限を都道府県が有すれば、路線バスの拡充も含め、思い 切った再編が実施できる。 【支障事例】 都道府県にはバス事業に関する許認可権限等がないため、路線バスやコミュニティバス等による 地域公共交通網の再編を効果的に進められない。 地方自治体が運営するコミュニティバスの再編により利用者が増加した路線について、再編時は 地元市町村とコミュニティバス事業者が協議して円滑に進んだが、この路線で、以前、赤字で運行 していた事業者が撤退した際には、県には許認可権限もなく、有効な手立てが打ち出せなかった。	道路運送法第4条、第 5条、第9条第1、3、4、 5項、第11条第1、3項、 第15条第1、3、4項、第 15条の2第1、2、3、5 項、第15条の3第1、2、 3項、第19条、第19条 の2、第19条の3、第21 条第2項、第22条の2 第1、2、3、4、5、7項、 第27条第2項、第30条 第4項、第31条、第35 条、第36条第1、2項、 第37条、第38条第1、2 項、第84条、第89条 地域公共交通確保維 持改善事業費補助金 交付要綱第2編第1章 に係る補助金	国土交通省	埼玉県
284	A 権限 移譲	運輸・交 通	同一県域内における 一般乗合旅客自動車 運送事業及び自家用 有償旅客運送事業の 許認可等権限移譲	同一県域内で実施する道路運送 法の一般乗合旅客自動車運送 業にかかる事業経営、事業計 画、運賃等への許認可・登録、さ らには、指導・監督等の事務を 含めた権限の一括移譲を求め る。	【提案の経緯・事情変更】 地方創生がめざす「各地域が、それぞれの特性を生かした自律的で持続可能な社会を構築して いく」ためには、同一県域内における地域交通ネットワークの整備に関して、地域を包括する県の 責任と権限において、総合的な施策展開を進めることが必要となっている。 【支障事例等】 道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送事業については、地方公共団体に権限が移譲 され、また、運賃変更にかかる認可事務等についても、地域公共交通会議での合意があれば、事 務手続き期間の短縮が行なわれるなど、一定の弾力的な対応が可能となっている。 しかし、現行法令に基づくコミュニティバスの運行等については、実態として既存バス事業者の権 益を侵さない範囲での運行となっており、必ずしも乗り継ぎや連携が十分でないため、地域の実情 やニーズに合致したものとなっておらず、地域交通の最適化が図られていない。 現状では、住民から、乗り継ぎが悪い、運行経路の最適化が図られていないといった声があるな か、事業者間の調整に委ねざるを得ない状況にあり、一般乗合旅客自動車運送にかかる権限は 国が持っているため、こうした課題の解決に地方が先頭にあたって調整することができない。 【効果・必要性】 地域主体の責任体制を構築することで、地域公共交通のニーズや課題に迅速かつ機動的に対 応できるとともに、地域の実情に沿った総合的な交通施策展開が可能となる。 地域交通の最適化が図られることにより、自律的で持続的な地域社会の構築が可能となる。	道路運送法第4、5、9、 15、31、79、94条	国土交通省	兵庫県、鳥 取県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
30	A 権限 移譲	運輸・交 通	観光圏整備実施計画 の認定に係る事務・権 限の移譲	観光圏整備実施計画の認定に 係る事務・権限(広域連合の構 成府県市が実施主体である観光 圏整備事業は除く)の広域連合 への移譲等を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 現在、「全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を進めるため、観光庁で一元的に実施 する必要がある」としている観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県 市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。また、広域 連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の 特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求 める。  (制度改正の必要性等) 大きく増加傾向にある訪日外国人観光客について、その効果を全国各地に波及させることが急 務となっている。観光圏の整備に際しても、今後は大きく圏域をまたがる広域観光周遊ルート <sup>(注)</sup> の形 成など、観光エリアが相互に協力し、力を発揮しながら国内外の観光客の受入増に対応していく地 域の「連携」「協調」の仕組みなどが必要と考えられるが、こうした地域間の調整を国が行っていくこ とは難しいと思われる。 関西広域連合のような広域行政組織では、地域の状況に詳しく、観光圏整備においても計画段 階から情報を共有し、域内の観光圏や周辺地域との連携による観光交流圏の広域化を支援してい くことが可能である。 また、個々の観光エリアではうまく伝えることができないディスティネーションとしてのイメージを、 関西を一体的な観光エリアと見なし、広域観光周遊ルートも含め、複数の観光圏が連携して地域 の総合力としてさらなる誘客を図っていくことができる。 現在の観光圏の整備には府県も加わっているが、実際に進めているのは市町村である。それら を円滑に束ねて、観光圏個々の整備に止まらず、圏域を超えて連携させていくには、広域的な地域 間の調整ができる関西広域連合のような広域行政組織が適任であり、トータルに認定事務が行え る効果は大きい。	観光圏の整備による 観光旅客の来訪及び 滞在の促進に関する 法律 第8条第3項	国土交通省 観光庁	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県
9	A 権限 移譲	土地利 用(農地 除く)	国土形成計画法に基 づく近畿圏広域地方 計画の策定権限の移 譲	国土形成計画法に基づき近畿圏 広域地方計画の策定権限につ いて、関西広域連合への移譲を 求める。	【制度改正の必要性】 国土形成計画法では、全国計画のみならず、広域地方計画においても「全国計画を基本として」策 定することとされ、地方整備局が事務局となる広域地方計画協議会を経てはいるものの、本省権 限となり、東京の視点による策定となるなど、未だに国主導・中央集権型の推進体制となっている。 東京一極集中を是正し、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、国土形成計画法を改正 し、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む「地方創生時代の体系へ」見直していくべきであ る。 関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、指定都市から構成する関西広域連 合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、広域行政の基本的な政策の企画・調整機 能を担い、実績を積み重ねている。 そのため、広域地方計画の策定に当たって、関西広域連合の広域地方計画協議会への参画はも とより、協議会の事務局についても関西広域連合に委ねるべきであり、さらに、策定権限につい ても、関西広域連合へ移譲すべきである。  【支障事例】 関西広域連合の再三に渡る要請にも関わらず広域地方計画協議会への参画は認められず、平成 27年3月に、構成団体首長全員の連名により強く要請し、漸くオブザーバーとしての参加が認めら れたにとどまる。なお、関西広域連合の前身である関西広域機構は協議会メンバーであり、機構解 散時に関西広域連合を協議会参画の後継指名をしている。 関西広域連合では、広域地方計画の素案作成を念頭に、関西圏域の展望研究会を設置し、平成 27年3月、中間報告書をまとめたが、協議会において意見を述べる機会はなく、研究会の成果を反 映することは現時点でできていない。	国土形成計画法第9条	国土交通省	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県

環境省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
199	A 権限移 譲	環境・衛生	環境影響評価法に基づき方法書等についての指定都市から事業者への意見提出機会の拡大	環境影響評価法の対象事業が指定都市の域内で行われる場合について、環境影響を受ける範囲が域外に及ぶ場合にあっては指定都市の市長が事業者に直接意見を述べることができるとする。	【支障事例】 大規模事業の場合、地域環境への影響も大きく市民生活に重大な影響を与えることになるが、環境影響が域外に及ぶ場合には、市長が意見を事業者に直接述べることができず、県知事が関係市町村の意見をとりまとめて提出する。また、県知事は、複数の市町村長意見をとりまとめるため、事業者に提出する意見書には、市長の個別・具体的な意見が反映されない場合もある。そのため、評価書に掲載される知事意見に対する事業者の見解では、市長意見の評価書への具体的な反映状況が確認できない、あるいは、市民等へ市長意見の反映状況の具体的な説明ができないという支障がある。 【制度改正の必要性】 地方分権の進展により、指定都市等が地域環境管理において果たす役割は大きくなり、単独で意見を形成できる能力と体制を有するとして施行令で定められた市は、環境影響が域内に限られた事業の場合、市長意見を直接事業者に述べられることとなっている。こうした地方分権の推進や地域環境管理の観点から、環境影響が域外に及ぶ場合でも、多くの市民が暮らし、能力と体制を有する指定都市においては、地域の実情を踏まえた市長意見を直接事業者に述べることは、非常に意義が大きいものとする。たとえ市長意見と知事意見との間に齟齬が見られたとしても、事業者が多様な意見を認識し、それぞれに対して見解を示すことは、環境に配慮したよりよい事業計画づくりに資すると考える。	環境影響評価法第10条 環境影響評価法第20条	環境省	川崎市
282	B 地方に 対する規 制緩和	環境・衛生	自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の策定手続きの緩和	総量削減計画を策定するときには、環境大臣に協議しなければならぬとされているが、環境大臣との協議を不要とし、報告とする。	【提案の経緯・事情変更】 法第10条で定める協議会である「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会」の委員として、知事や関係市町長とともに、国の機関は、環境省近畿地方環境事務所長、農林水産省近畿農政局長、経済産業省近畿経済産業局長、国土交通省近畿運輸局長、国土交通省近畿地方整備局長に参画してもらい、総量削減計画について協議を行っている。 しかしながら、総量削減計画策定のためには、環境大臣との間で協議することが要件のため、協議会で決定した計画案をさらに環境大臣と協議することになり、協議書の作成など事務手続きに時間と手間がかかっている。 【支障事例等】 過去の例では、計画骨子案に対する環境省担当者内容確認手続に約2週間、計画素案に対する環境省との事前協議手続に18日間、環境大臣協議に20日間かかっている。国の出先機関が協議会メンバーに入っているため、そこで協議し決定したものを本省で協議することは、二重手続となっていると考える。 【効果・必要性】 都道府県における協議書作成時間を含めた期間に比べて大幅な事務の迅速化が図られる。 なお、大臣協議の廃止後は大規模な転用解除申請書の審査にあっては、従前にも増して都道府県が責任をもって慎重かつ厳正に行うものであり、迅速化に拘って審査を簡素化するものではない。	自動車NOx・PM法第7条第3項	環境省	兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県、関西広域連合